別紙１

薄墨文字にて印字してある部分は、説明文ですので、削除したうえで、該当事項を薄墨文字ではなく、墨文字にて入力したものを提出してください。この文書も消去してください。

補助事業に関する実施計画書

１．申請者名

２．補助事業実施場所の地図（最寄駅、最寄バス停等がわかるもの）

例えばグーグルやヤフーの地図でも結構です。

３．石油ガス災害バルク等を設置する敷地全体配置図（平面図）、設備の配置予定図（平面図）

①避難所使用予定場所、補助対象設備収納予定場所、同使用予定場所等を明記する。

②「石油ガス災害バルク等」の設置予定場所の写真を２枚以上Ａ４用紙に貼付けて添付し、写真上に設置予定位置を明示すること。

③建物を含む敷地の遠景写真を１枚以上Ａ４用紙に貼付けて添付。

４．石油ガス災害バルク等の設置場所について。（下記のいずれかに○を付ける）

・各自治体で策定された、国土強靭化地域計画等に基づき設置を行うもの。

具体的な国土強靭化地域基本計画の条項等を記述するとともに、その証明ができる書類を添付。

・災害対策基本法に基づき地震防災の対策強化が指定されている市区町村に設置されてい

るもの。

（１）公共施設

（２）指定避難所等の公的避難所

① 指定避難所等の公的避難所であることを示す書類を添付。

（３）地方公共団体と協定等を締結した避難所

① 地方公共団体と締結した協定書等の写しを添付。

※4)協定等については、地方公共団体が災害時に当該施設を避難所として認知していることを証明する

　　ものであれば、その形式は問いません。

（４）当該事業終了（H30.2.15）迄に地方公共団体と協定等を締結する避難所

① 地方公共団体と締結予定の協定書等を添付。

※5) 協定等については、地方公共団体が災害時に当該施設を避難所として認知していることを証明する

　　ものであれば、その形式は問いません。

※6) 期間内に有効な協定書等が取得できない場合は、補助金は交付されません。ご注意ください。

（５）病院、老人ホーム等（災害等発生時に避難所まで避難することが困難な者が多数生じる施設）

５．ＬＰガス配管図（平面図、アイソメ図）

① 今回工事を実施するＬＰガス配管図を記載し「非常用ＬＰガス配管」部分は赤線とすること。アイソメ図も添付してください。

※7）「非常用ＬＰガス配管」とは非常用のＬＰガスしか流れない配管を言います。常用のＬＰガスが少しでも流れる配管は「非常用ＬＰガス配管」ではありません。従って補助対象外で黒線となります。

「補助金申請の手引き」Ｐ６、注１）を参照ください。

② 既存配管とつながる箇所からは「既存配管へ」と記載し、そこからＬＰガス配管図は省略する。

６．電気配線図及び電気系統図等

① 今回工事を実施する電気配線図及び電気系統図等を記載し「非常用電気配線」部分は赤線とすること。図面には、発電機を含む単線結線図及び切り替盤シーケンス図も入れること。

なお、複線配線(管)部は赤線、黒線を省略せずに記載ください。

※8）「非常用電気配線」とは非常用の電気しか流れない配線を言います。常用の電気が少しでも流れる配線は「非常用電気配線」ではありません。従って補助対象外で黒線となります。

「補助金申請の手引き」のＰ６、注１）を参照ください。

② 既存配線・既存系統とつながる箇所からは「既存配線・既存系統へ」と記載し、そこから電気配線・電気系統図は省略する。

③ ポータブル発電機以外の発電機を含む場合は、大規模災害発生時に当該発電機と接続して使用予定の電気機器リスト及び負荷リスト（別紙５）を添付、ポータブル発電機の場合は、当該発電機と接続して使用予定の電気機器の負荷明細リストを添付する。

「補助金申請の手引き」のＰ６注３）１．を参照ください。

７．予定工程表（別紙２）

※9) 支払は原則として銀行振込です。翌年の２月１５日以内に支払を済ませてください。それ以降の場合は補助対象外となります。ご注意ください。

８．購入及び設置工事の予定事業者の選定について

８－１.事業者選定の方法（下記のいずれかに〇を付ける）

（１）一般競争入札（一般的には行政等の場合ですが、民間でも可能であれば）

（２）指名競争入札（民間又は行政の場合）

（３）随意契約（入札をせず、一者と契約する場合。但し、相応の理由がある場合に限る）

８－２.上記で（３）に○を付けた理由

※10) 随意契約をする場合は相応の理由が必要です。相当とは認め難い理由の場合は補助金の対象外となります。

８－３．落札又は決定（予定）事業者及びその金額（税抜）

８－４．添付資料

① 見積依頼書の写し（相見積依頼先を含む）

② 見積書の写し（相見積を含む）

※11)見積の各項目が一式で50万円以上の場合には、ブレークダウンさせた明細を添付する。

※12)値引きの際はどの品名に対して行うのか明確に示すこと。(一括出精値引きは禁止)

※13)工事等について、複数社から分離で見積を取得した場合は、見積比較一覧表を作成し添付する。

※14)購入設置する災害バルク、発電機、照明機器、燃焼機器、給湯ユニット及びＧＨＰの一覧表及び当該設

備の仕様書又はカタログを添付（予定設備に付箋）

９．申請者と設置場所の所有者又は管理者が違う場合は、両者で取交す予定の「石油ガス災害バルク等」のリース契約書の案及びリース料減額証明書兼計算書案（別紙3）

１０．実績報告書に添付する誓約書案（別紙4-1又は別紙4-2）

※15）「補助金申請の手引き」P2の「(2)補助金の対象となる設置場所とは」に記載してある下記の施設等では、当該誓約書は不要です。

1) に記載されている避難所まで避難することが困難な者が多数生じる病院、老人ホーム等

2) に記載されている公的避難所

１１．暴力団排除に関する誓約事項（別紙6）

１２．役員名簿（別紙7）